

指定居宅介護支援事業者管理者 殿

高松市長 大西 秀人
(公印省略)

指定介護予防支援事業者の指定について（通知）

平素は、本市の介護保険行政につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険法の一部改正により、令和6年4月1日から、指定居宅介護支援事業者においても、市の指定を受けて介護予防支援を実施することが可能となります。

つきましては、高松市公式ホームページ「もっと高松」に、指定介護予防支援事業者の指定に関する情報を掲載していますので、お知らせいたします。

記

1 指定申請手続きについて

高松市公式ホームページ「もっと高松」（下記 URL 又はキーワード検索「指定介護予防支援事業者」）を御確認ください。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/kurashi/nenkin/kaigohoken/service_jigyosha/kaigo20240227.html

2 介護予防支援の運用について

令和6年3月27日（水）に開催する令和6年度事業者説明会のなかで説明します。

3 留意事項

- (1) 利用者と契約を締結できるのは、指定介護予防支援事業者として指定を受けた日以降となります。
- (2) 介護予防支援の指定を受けた場合であっても、介護予防ケアマネジメントは、現行どおり、地域包括支援センターが実施（指定居宅介護支援事業者への委託可能）します。
- (3) 指定介護予防支援事業者が実施できる介護予防支援の対象者は、指定を受けた市町村の被保険者である要支援者のみです。
- (4) 指定を受けず、現行どおり、地域包括支援センターの委託により介護予防支援を実施することも可能です。

【お問合せ先】

指定申請に関すること

高松市介護保険課 相談指導係 (087) 839-2326

運用に関すること

高松市地域包括支援センター (087) 839-2811